

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月31日に訂正し、申立期間のうち、35年10月及び同年11月の期間に係る標準報酬月額を6,000円、同年12月から36年3月までの期間に係る標準報酬月額を9,000円、同年4月及び同年5月の期間に係る標準報酬月額を1万円、同年6月及び同年7月の期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年8月31日まで

社会保険事務所（当時）に年金の請求手続に行った際、A事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時は、A事業所に継続して勤務しており、昭和36年にB共済組合に加入するまで厚生年金保険に加入していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事務補助員、次いで臨時補充員としてA事業所に継続して勤務していたことが、C社D支社から提出された在職証明書、申立人から提出された同事業所の人事記録（写）及び同僚の証言により確認できる。

また、申立人と同じ昭和34年8月1日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後、B共済組合に加入したことがオンライン記録により確認できる職員7人のうち、5人は、同共済組合に加入するまでの間、同事業所において厚生年金保険に加入しており、被保険者期間に空白が

無いことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A事業所において社会保険関係の事務を担当していた職員1人は、「申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録のある昭和35年10月1日を資格喪失日とする資格喪失届を提出した記憶は無いので、申立人は、同日から36年8月31日にB共済組合に加入するまでの期間、間違いなく厚生年金保険に加入していたものと思う。」と証言している。

加えて、昭和34年8月にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後、継続してB共済組合に加入したことがオンライン記録により確認できる職員9人（申立人を除く。）の中で連絡の取れた3人のうち、2人は、「正職員に採用されて共済組合に加入するまでの厚生年金保険加入期間については、事務補助員又は臨時補充員であった。」、また、残りの1人は、「臨時補充員が正職員に採用されるまでは、厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における上記人事記録（写）の俸給額から、昭和35年10月及び同年11月の期間については6,000円、同年12月から36年3月までの期間については9,000円、同年4月及び同年5月の期間については1万円、同年6月及び同年7月の期間については1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月31日から同年8月1日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間当時、出向先のA社からB社に復職したものの、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿の人事記録、雇用保険の加入記録及び同社の回答により、申立人は、B社及びその関連会社のA社に継続して勤務し（昭和49年8月1日にB社からA社に出向、52年8月1日に同社からB社に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和52年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月、同年 6 月及び同年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月及び同年 6 月
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

ねんきん特別便により、申立期間について、国民年金が未納となっていることが分かった。

しかし、私の父親は、私が事業所を退職した後、時期は定かではないが、市役所又は社会保険事務所（当時）から国民年金の加入案内が郵送されてきたので、加入手続きを行い、後日郵送されてきた納付書により、毎月約 8,000 円の国民年金保険料を銀行の窓口で納付した記憶があるので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者名簿には、資格取得の処理年月日が平成元年 4 月 18 日、資格取得年月日が昭和 63 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人の父親は、平成元年 4 月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、昭和 63 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認され、当該加入時点では、申立期間に係る国民年金保険料の納付は可能であったと考えられるが、オンライン記録及び上記被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険加入期間に過誤納されていた平成元年 6 月の保険料を昭和 63 年 4 月の未納保険料に充当する処理が、平成元年 9 月 21 日に、2 年 6 月から同年 8 月までの保険料を昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの未納保険料に充当する処理が、平成 2 年 9 月 26 日に、それぞれ行われていることが確認でき、当該処理時点では、昭和 63 年 4 月及び同年 7 月から同年 9 月までの保険料は、未納であったと考えられることから、平成元年 4 月に、申立人の父親が、これら未納期

間の保険料を納付せず、申立期間に係る申立人の保険料を現年度納付したとは考え難い。

また、申立人の父親は、「市役所又は社会保険事務所から郵送されてきた納付書により、毎月約 8,000 円の国民年金保険料を銀行の窓口で納付し、数万円の保険料を一括納付した記憶は無い。」と供述していることから、平成元年5月以降に、申立人の父親が、申立期間に係る申立人の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から24年7月1日まで
ねんきん特別便により、A組合に所属するB丸に乗船していた期間について、船員保険の加入記録が無いことが分かった。
船員手帳は紛失したが、B丸に乗船する前に船員手帳の交付を受けたことを覚えており、同船に乗船していたことは間違いないので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、B丸に乗船していたことは、申立期間当時の業務内容に係る申立人の供述及び船長の証言により推認できる。

しかしながら、A組合（C氏）は、B丸に係る船員保険被保険者名簿に記載されている乗組員全員の資格取得日が、昭和24年10月1日となっていることから、同日に、同船の新規適用船舶所有者になったものと考えられ、申立期間当時は、適用船舶所有者になっていなかったと推認される。

また、社会保険庁（当時）には、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）は無い上、申立人が記憶している同僚4人のうち、申立人が当初氏名を挙げた2人は、申立期間当時、船員保険に加入していなかったことが、旧台帳及びオンライン記録により確認でき、残りの同僚2人のうち、1人は、申立期間当時、船員保険に加入していなかったこと、1人は、申立期間のうち、昭和22年9月1日から24年4月6日までについては、船員保険に加入しておらず、同年4月7日から同年7月1日までについては、B丸とは、別の船舶において船員保険に加入していたことが、オンライン記録により確認できる。

さらに、船舶所有者は、消息及び連絡先が不明である上、上記同僚4人の

うち、連絡の取れた1人（船長）は、「申立期間当時の経理担当者を覚えていない。」としていることから、申立期間当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。